

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要(車両系建設機械関係)

趣旨

○工作物などの解体に使用する建設機械である鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機(以下「鉄骨切断機等」)を原因とする休業4日以上の労働災害が年間100件程度発生しているが、現在はこれらの機械について規制がされていないことから、労働災害の防止を図るため、必要な措置を規定。

鉄骨切断機
(鉄骨を切断)



コンクリート圧碎機
(コンクリート構造物
を砕く)



解体用つかみ機
(木造工作物を解体)



※1、※2 日立建機(株)製 ※3 キャタピラー(株)製 (1は建設業労働災害防止協会提供、2、3は各社ホームページより)

措置の内容

① 既存の解体用機械と同様の措置

工作物などの解体に使用される既存の解体用機械(ブレーカ)と同様の措置を規定

- 国が定める規格を備えないものは、譲渡・提供を禁止
- 機械の運転を技能講習(3トン以上)又は特別の教育(3トン未満)を受けた労働者に限定
- 定期的な自主検査
- 事前の点検・整備(リース業者の場合) など

② 鉄骨切断機等の用途・性質に応じた措置

- アタッチメントを交換するときは、それを支える器具を使用(※)
- 過度に重いアタッチメントの取り付けを禁止(※)
- アタッチメントの交換後に、取り付けたアタッチメントの重量などを表示(※)
- 解体した物体が飛来する危険がある場所では、運転室のないものの使用を禁止。また、運転者以外の立入りを禁止
- 転倒する危険がある場所では、作業装置の長いもの、保護構造のないもの(努力義務)(※)の使用を禁止 など

②の(※)の措置は、他の車両系建設機械についても同様とする。